

特別養護老人ホーム白扇閣
指定第一号通所事業（通所介護相当サービス）
運営規程

社会福祉法人 清承会

特別養護老人ホーム白扇閣
指定第一号通所事業（通所介護相当サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人清承会が開設する特別養護老人ホーム白扇閣（以下「事業所」という。）が行う第一号通所事業（通所介護相当サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護従事者が、要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）である利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 特別養護老人ホーム白扇閣
- ② 所在地 静岡市清水区承元寺町1341（白扇閣在宅サービスセンター内）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ② 生活相談員 1名以上
生活相談員は、介護サービス計画の作成を補助するとともに、利用者及びその家族に対し、相談援助等の生活指導を行う。
- ③ 介護職員 4名以上
介護職員は、介護サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の必要な援助を行う。
- ④ 看護職員 1名以上
看護職員は、介護サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の健康管理を行うとともに、必要な援助を行う。
- ⑤ 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、介護サービス計画に基づき、利用者の機能訓練を行うとともに、必要な援助を行う。
- ⑥ 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者に対し適切な栄養管理を行う。

- ⑦ 調理員 1名以上
調理員は、利用者に対し栄養管理のもとに食事の提供を行う。
- ⑧ 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日は、月曜日から土曜日まで、及び祝祭日とする。
ただし、日曜日及び事業所の定めた日を除く。
ただし、サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時40分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 1日当たりの利用定員は、次のとおりとする。

指定通所介護事業及び指定第一号通所事業(通所介護相当サービス)は、30名

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、静岡市長が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載の負担割合に応じた金額とする。

- ① 通所介護相当サービス計画を作成する。
- ② 通所介護相当サービス計画に基づいた援助

2 その他の費用

- ① 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合
- ② 通常の実施地域を越えて行う、利用者に対して行う送迎に要する費用
- ③ 食材料費
- ④ おむつ代
- ⑤ その他日常生活上において必要な費用

3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対しサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市(清水区)内の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者及びその家族は、利用の中止の際は、利用日の前日までに速やかに事業所に連絡するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所介護従業員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じ

たときは、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び家族に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した通所介護事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 通所介護従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

- ① 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - ② 継続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する留意事項は社会福祉法人清承会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年9月1日から改正施行する。
- この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。
- この規程は、平成20年6月1日から改正施行する。
- この規程は、平成23年1月1日から改正施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。
- この規程は、平成26年1月1日から改正施行する。
- この規程は、平成28年8月1日から改正施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。
- この規程は、平成30年8月1日から改正施行する。
- この規程は、令和2年2月1日から改正施行する。
- この規程は、令和4年5月1日から改正施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。